

全植検協第 4 回社員総会を盛大に開催

当協会の第 4 回定時社員総会は、6 月 17 日東京都荒川区内のホテルラングウッドで開催した。今回の総会では平成 26 年度事業報告及び決算報告の承認、任期満了に伴う役員を選任等が行われた。また、総会開催後の臨時理事会で花島理事が引き続き会長に選任された(新役

員名簿別掲)。

あわせて、総会終了後に功労者 6 名、永年勤続者 5 名の表彰が行われた。

総会における農林水産省中川検疫対策室長及び当協会会長の挨拶は以下のとおり。

○ 農林水産省植物防疫課検疫対策室長挨拶

1. はじめに

本年 4 月 1 日付けで農林水産省消費・安全局植物防疫課検疫対策室長を拝命し、福嶋の後任となりました中川と申します。

本日、この定時社員総会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。本日、ご出席の皆様方におかれましては、日頃より、植物防疫事業の推進、とりわけ、輸出入検疫に係る受検体制の整備、制度の周知に御尽力いただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

私からは、植物防疫制度に関して、最近の情勢等 3 つの点について申し上げます。

2. 農薬のポジティブリスト制度への対応について

まず 1 点目は、検疫くん蒸剤の残留農薬のポジティブリスト制度に関する扱いについてです。各農薬について例外なく食品健康影響評価が行われてきており、検疫くん蒸剤についても行うこととなりました。

同制度で暫定の残留基準値が設定された検疫くん蒸剤については、今後、正式基準の設定のため食品健康影響評価が行われる予定です。

これまで、各農薬メーカーが主体となり食品健康影響評価に必要なデータの収集等の手続きが進めら

れており、今後、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を経て、厚生労働省で残留基準が告示される予定です。

また、短期間摂取の健康に及ぼす影響を評価するため、ADI の設定とともに、新たに急性参照用量、いわゆる ARFD を設定することとされ、対応の検討が必要となっています。

農林水産省としまして、これまで関係団体の皆様への説明を行い、現状のご理解と円滑な対応が進められるよう取り組んで来たところですが、今後も、貴協会の協力も得つつ、対応して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 輸入植物検疫制度の見直しについて

2 点目は、輸入植物検疫の見直しについてです。

平成 23 年以降、リスクに応じた輸入植物検疫制度を構築するため、病害虫リスクアナリシスの結果を踏まえ、①検疫有害動植物の明確化、②検疫有害動植物に対する適切な検疫措置の設定を段階的に進めており、現在、第 4 次改正に向けた検討を進めているところであり、より一層的確で、効率的な輸入植物検疫体制を構築していくこととしております。

本改正を円滑に行うに当たりましては、関係者の皆様にご理解をいただき、的確な検疫措置を実施することが不可欠であり、貴協会におかれましても、本改正内容の周知について、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4. 輸出木材こん包材について

3 点目として、輸出木材こん包材についてです。

貴協会におかれましては、制度の開始当初から消毒証明実施機関として、また、多くの会員の方は業務委託先として、国際基準に基づいた消毒、表示等がなされたこん包材の生産、流通に寄与いただいているところです。

農産物のみならず工業製品等の輸出を円滑に行う上で、国際基準に従ったこん包材の生産等は重要でありますので、貴協会におかれましては、引き続き、的確な業務の実施をお願い申し上げます。

また、国際基準の関係では、昨年 ISPM 15 に新たな消毒方法が追加（誘電加熱処理の追加）されたことを受け、国際基準との調和を図るため、輸出用木材こん包材消毒実施要領、輸入植物検疫規程の改正を昨年 7 月に行ったところです。

5. 輸出促進について

農林水産省では、2020 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円規模に倍増することを目標として掲げております。今後は輸出解禁が目玉となると考えており、また、既に解禁されている品目の条件緩和にも取り組んで参ります。

昨年は、豪州向けぶどうが解禁されるとともに、

米国向けみかんについて、米国の検疫条件が緩和されたところです。

また、政府が推進する観光立国の実現への取組の一環として、訪日旅行者による国産農産物のお土産としての持ち帰りを促進していくため、（これまでの植物防疫所での輸出検査に加えて、）平成 27 年 4 月から、新たに成田、羽田、関西、福岡空港の旅客ターミナルに輸出植物検疫カウンターを設置し、輸出検査を行うこととしました。

貴協会におかれましては、これまで対米輸出にご協力いただいていたところですが、今後はアジアを始めとした各国への輸出も進めて参りますので、円滑な輸出にご協力をお願いいたします。

6. 終わりに

最後になりますが、貴協会におかれましては、一般社団法人への移行はされましたが、今後とも、私ども農林水産省との緊密な連携のもと、植物防疫事業の的確な実施にご協力をお願いするとともに、各会員の皆様方におかれましては、今後も、植物検疫制度の普及・啓発、受検体制の整備等に寄与され、これまでも増して、国民の期待に応えて頂きますことをお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○ 花島協会長挨拶

第 4 回社員総会にお忙しいところ、お集まりをいただきありがとうございます。

また、本日は、農林水産省植物防疫課 中川検疫対策室長様、岡課長補佐様、横浜植物防疫所小野所長様には公務多忙のところお越しいただきありがとうございます。平素から当協会に御指導を賜り御礼申し上げます。

さて近年、個人消費が停滞する一方、円安の影響で企業等の設備投資が少しずつ進んでいたところですが、今年になって賃金のベースアップもあり、個人消費の伸びが期待されるようになっております。たとえば、先般の舞浜鉄鋼団地の状況では建材や造船の鉄の在庫が減少していないと

のことでしたが、今年の夏からは少しずつ出荷が増えて在庫が解消していく見込みとのことです。

話は変わりますが、1914 年に植物検疫制度ができて昨年 100 周年を迎え、その間で制度の中身も変わってきております。昨年は検疫対象病害虫の第 3 次改正により検疫の対象とならない病害虫が 108 種増えて 334 種になりました。今後予定されている第 4 次改正でさらに大幅に増える可能性もあります。

当協会は、平成 24 年 4 月 1 日に一般社団法人として認可され、3 年経つところです。この間皆様の御協力により順調にまいっているところであり、改めて感謝申し上げます。

本総会では3つの議案がございます。また、理事会決議となっている事項については報告ということにさせていただきます。

限られた時間ですが、よろしくご審議をお願いします。

一 般 社 団 法 人 全 国 植 物 検 疫 協 会 役 員 名 簿

(平成27年6月17日)
(敬称略・順不同)

役職名	氏名	所 属	役職名	氏名	所 属
会 長	花島 陽治	横浜植物防疫協会会長	理 事	鈴木 秀明	日本園芸農業協同組合連合会参事
副会長	長谷川正吾	東京植物検疫協会会長	理 事	西尾 忠久	清水植物検疫協会会長
副会長	大杉 誠	東海地区植物検疫協会会長	理 事	柴 秀木	伏木富山新港植物検疫協会会長
副会長	北栄 哲弥	(一社)神戸植物検疫協会会長	理 事	吉岡 正三	(一社)神戸植物検疫協会理事
副会長 兼専務理事	齊藤 登	(一社)全国植物検疫協会	理 事	近藤 立弥	(一社)大阪植物検疫協会会長
理 事	橋岡 俊一	小樽石狩植物検疫協会常務理事	理 事	田丸 直文	(一社)広島植物検疫協会会長
理 事	尾形 和雄	宮城植物検疫協会専務理事	理 事	猪熊 光博	(一社)香川県植物検疫協会会長
理 事	永井 弘明	(一社)新潟植物検疫協会会長	理 事	高山 睦雄	九州植物検疫協会常務理事
理 事	今泉 榮壽	横浜植物防疫協会常務理事	監 事	坂田 康朗	(一社)京葉地区植物検疫協会理事長
理 事	小池 俊幸	メチルプロマイド工業会会長	監 事	埜下 保	(一社)岡山県植物検疫協会会長
理 事	五月女 淳	(一社)農林水産航空協会事業推進部長			

(理事：19名、監事：2名)

国際植物防疫条約 (IPPC) の最近の動き

(横井幸生 前 IPPC 事務局長、現横浜植物防疫所調査研究部長)

IPPC とは

国際植物防疫条約 (IPPC) は、1952 年に発効して以来 60 年以上の歴史があり、2015 年 6 月末において 182 の加盟国・地域を有するに至っている。初期の IPPC は、独自の総会も事務局もなく、活動の水準に限られていたが、1995 年に世界貿易機関 (WTO) が設立され、関連協定のひとつである衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定) が動き始めると、食品安全の CODEX、動物衛生の OIE とともに、IPPC も影響を大きく受けることとなった。すなわち、植物検疫分野における国際基準の策定機関として正式に位置づけられ、WTO の紛争解決手続きの適用を通じ「遵守促進」が強化されたのである。

1992 年には FAO 本部内に IPPC 事務局が設置され、同時期の条約改正により、年次総会にあたる植物検疫措置に関する委員会 (CPM) が規定された。その後、基準委員会などの下部機関も設置され、年々活動の幅が広がるとともに活発化している。

IPPC の国際基準

これまでに策定された IPPC の国際基準には、病害虫リスクアセスメント、病害虫無発生地域の設置、植物検疫証明などの手続き、殺虫等の検疫処理基準、基本用語の共通定義などがあるが、ここでは、いくつかの基準につき最近の動きを中心に紹介する。

近年特に策定数が増えているのが、検疫処理と同定診断手続きに関する基準である。元来**検疫処理**は、我が国では禁止品を解禁する際の条件として、低温・蒸熱、くん蒸などの処理が二国間で決められてきた。我が国は、多くの輸出国から解禁要請を受けて検疫処理条件を定めた経験を多く有しており、国際基準の策定における日本への期待は小さくない。この機会を利用して、我が国が必要とする条件を国際ルール化する努力を進めるべきであろう。多くの国が適用できるよう基準を一般化する工夫を行うとともに、科学に基づき十分な効果を有する処理の水準を確保することが、きわめて重要である。

検査では検疫の対象となる病害虫とそれ以外

のものを見分けなければならないが、これには適切な**同定診断**が求められる。輸入の局面では、検疫病害虫を正確に同定し、輸出においては、相手国が（不適切な同定診断により）過剰な措置を講ずることのないよう確認していかなければならない。同定診断手続きの分野でも、我が国の知見を国際ルールの策定に反映していくことが重要である。

現在議論が行われている基準のひとつに、**海上輸送コンテナに関する基準**がある。木材こん包材と同様、コンテナも植物の病害虫を運ぶ可能性があり、何らかのチェックのメカニズムが必要との観点で 2007 年から検討が始められた。しかしながら、行く先々で内容物の積み下ろしが行われながら移動するコンテナの清浄状態を、誰がいつどのように責任をもって検査し、その結果をいつまでどのように担保するのか、など課題は多い。2015 年 3 月の CPM10 においては、当面のステップとして CPM 勧告が採択され、関連国際機関（IMO/ILO/UNECE）により策定された「貨物輸送ユニットこん包行動規範」を各国が実施・支援することを求めたが、今後も引き続き基準策定のための努力が続けられる見込みである。この他、種子、木材、切り花など品目ごとの国際基準案が進



功労者・永年勤続者表彰

第 4 回社員総会終了後、当協会の運営に功労のあった次の役員及び会員協会の永年勤続者の方々に花島会長から賞状が授与された。

〈功労者表彰〉

- 諸橋 寧 前(一社)新潟植物検疫協会会長
- 藤原 茂 前(一社)京葉地区植物検疫協会理事
- 佐藤三樹夫 前(一社)神戸植物検疫協会会長
前(一社)大阪植物検疫協会会長

められていることも、最近の動きの一つである。

基準以外の課題

従来、国際基準の策定が IPPC の活動の中心であったが、近年、ルールを作るだけではなく、そのルールを各国が**実施促進・確保**することが重要との認識が高まっており、我が国もこの方向を支持していくべきであろう。

最近、**電子植物検疫証明のグローバル・ハブ化**構想が議論の盛り上がりを見せている。従来二国間で進められてきた植物検疫証明の送受信の電子化を、多国間のハブ・システムの導入により効率化してはどうかといった提案である。各国の思惑は多様であるが、我が国としても、将来的な導入を視野に入れ、多くの利点を確認しつつ、実現可能性と課題をよく検討していく必要がある。

また、以前からあった IPPC の**紛争解決メカニズム**の下で処理を進める初の案件が、現在、EU と南アの間で進行中である。このほか、2014 年に**生物多様性**の関連条約のひとつとして仲間入りした IPPC の今後の関与、2020 年を**植物衛生に関する国際年**として国際社会にアピールするといった動きにも注目していきたいところである。

- 大矢 隆司 前(一社)岡山県植物検疫協会会長
- 青木 遼二 前(一社)大阪植物検疫協会常務理事
- 野畑 昭彦 九州植物検疫協会副会長
- 〈永年勤続者表彰〉
- 小村美保子 横浜植物防疫協会
- 但野 浩二 十勝港植物検疫協会
- 大西 洋 東京植物検疫協会
- 川島 明彦 横浜植物防疫協会
- 山本 典弘 (一社)広島東部植物検疫協会

【事務局便り】

今回の定時社員総会で古茶副会長が退任になり、後任は齊藤が勤めることとなりました。また、5月から新たな事務局メンバーとして藁谷が加わりました。至らぬ点多々あるかと思いますが、誠心努力いたしますので従来と変わらぬご支援をよろしく願いいたします。

今後の予定

- 植物検疫くん蒸安全旬間ポスター凶案募集：～平成 27 年 8 月 28 日
- 植物検疫くん蒸安全旬間ポスター選考委員会：平成 27 年 9 月上旬
- 全国研修：平成 28 年 2 月（予定）